

和歌山県消費者教育推進計画

平成27年3月

和歌山県

目次

第1章 和歌山県消費者教育推進計画の基本的な考え方	… 1
1 計画策定の趣旨	… 1
2 計画の位置付けと計画期間	… 1
3 推進体制及び進行管理	… 1
第2章 消費者教育の推進の必要性	… 2
1 「消費者教育」とは	… 2
2 消費者を取り巻く現状と課題	… 2
3 消費者教育の意義	… 6
第3章 消費者教育の推進の基本的な方向や推進する内容	… 7
1 体系的推進のための取組の方向	… 7
（1）消費者教育の対象領域の分類と育むべき目標	… 8
（2）消費者の特性に応じた配慮	… 8
（3）場の特性に応じた方法	… 9
2 様々な場における消費者教育・啓発	… 9
（1）学校等	… 9
（2）地域社会	… 10
（3）職域	… 10
3 関係機関との連携・協働	… 11
（1）消費者行政と教育行政の連携	… 11
（2）県（消費者行政・教育行政）と消費者団体、事業者団体等との連携	… 11
（3）他の消費生活に関係する教育と消費者教育の連携	… 11
（4）災害時における消費行動についての情報提供と関係機関との連携	… 11
4 消費者教育・啓発の人材（担い手）の育成・活用	… 12
（1）小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員	… 12
（2）消費者団体・NPO等の地域人材	… 12
5 教材等の充実（地域・学校等で活用できる教材等の充実）	… 12
第4章 和歌山県の取組の現状と今後取り組むべき事項	… 14
1 県の消費者教育の取組の現状	… 14
（1）イメージマップに基づく取組の整理	… 14
① 和歌山県独自の項目の追加	… 14
② 消費者教育に関する取組の現状と課題	… 15
2 効果的な消費者教育推進のために取り組むべき事項	… 21
（1）ライフステージや場の特性に応じた取組の推進	… 21
① 学校等	… 21
② 地域社会	… 23
③ 職域	… 24

(2)	関係機関等との連携・協働	… 25
①	教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携	… 25
②	消費者団体、事業者団体、専門士業団体等との連携	… 27
③	災害等、非常時における消費行動についての情報提供と関係機関との連携	… 27
(3)	消費者教育の担い手の育成	… 28
(4)	市町村の取組支援	… 29

[資料]

- ①和歌山県版消費者教育イメージマップ
- ②和歌山県における消費者教育について（発達段階別）和歌山県版消費者教育イメージマップ
- ③和歌山県における消費者教育について（対象領域別）和歌山県版消費者教育イメージマップ
- ④（概要版）和歌山県消費者教育推進計画

[参考資料]

消費者教育の体系イメージマップ ～消費者カステップアップのために～（消費者庁資料）

第1章 和歌山県消費者教育推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国においては、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として、消費者庁と文部科学省が所管する「消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）」が平成24年12月に施行され、商品やサービスの選択、購入、使用、廃棄など消費者の消費行動を通じて、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」が定義付けられました。

また、平成25年6月には、消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者政策との連携に関する事項を定める「消費者教育の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」が閣議決定され、「消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身に付けることが重要であり、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者を育成することが喫緊の課題」とされています。

和歌山県（以下「県」という。）では、県の将来を展望した「めざす将来像」を県民に分かりやすく示すとともに、和歌山の元気の創造に向けて取り組んでいく施策の基本的方向を明らかにするため、「和歌山県長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）」を平成20年度に策定しています。長期総合計画には、将来像に向けた取組の一つとして、「消費生活における安全・安心の確保」を掲げ、県と市町村が積極的に連携しながら、各種施策に取り組んでいるところです。

このたび、県は、長期総合計画の内容を踏まえながら、「自立した消費者」の育成を目指し、推進法及び国の基本方針の内容を踏まえた消費者教育を、総合的かつ一体的に推進するため、「和歌山県消費者教育推進計画」を策定します。

2 計画の位置付けと計画期間

この計画は、県における消費者教育を体系的に推進していくために、推進法第10条第1項に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画として位置付け、「自立した消費者」を育成するための必要な内容、効果的な方法等、具体的な内容を示すものとします。

また、本計画は、長期総合計画の終了年度が平成29年度であることや、国の財政支援である地方消費者行政活性化基金の活用によって、新たに活性化事業に取り組むことが可能である最終年度が平成29年度までであることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの計画とします。

ただし、長期総合計画の見直しや社会経済情勢の変化、国の方針等の変更等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 推進体制及び進行管理

本計画を着実に推進するため、関係機関及び消費者団体等と円滑な連携を図るなど、体制の整備に努めます。また、和歌山県消費生活審議会や和歌山県消費者教育連絡協議会において施策の実施状況の検証及び評価を行い、適切に進行管理を行います。

第2章 消費者教育の推進の必要性

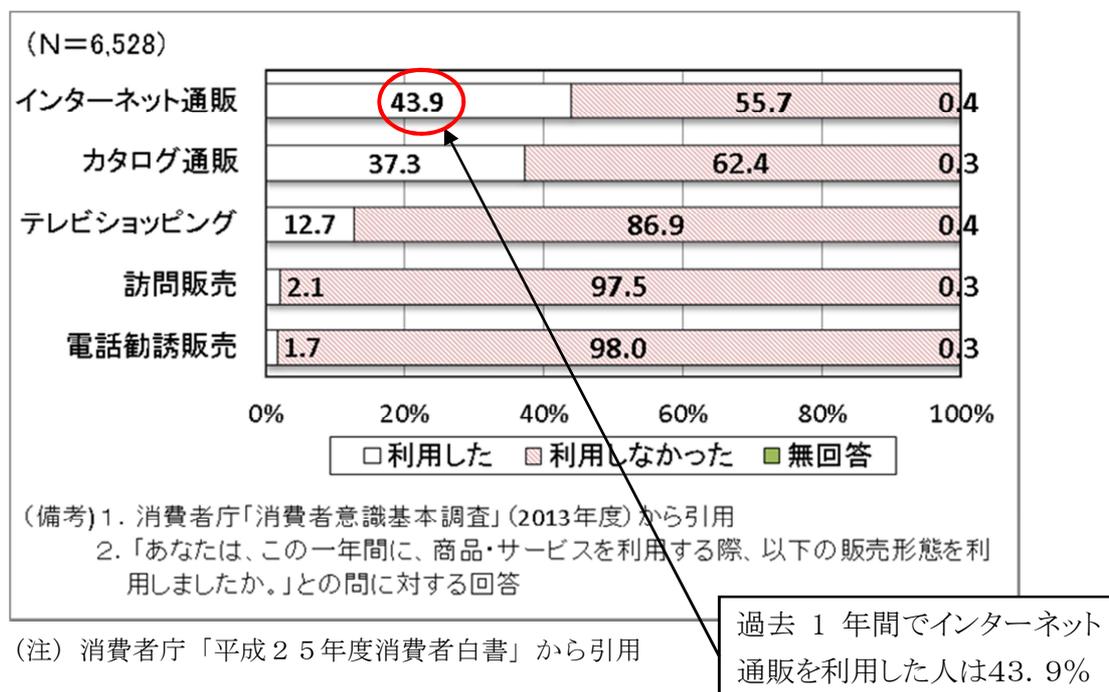
1 「消費者教育」とは

「消費者教育」とは、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動（推進法第2条第1項）」を指します。

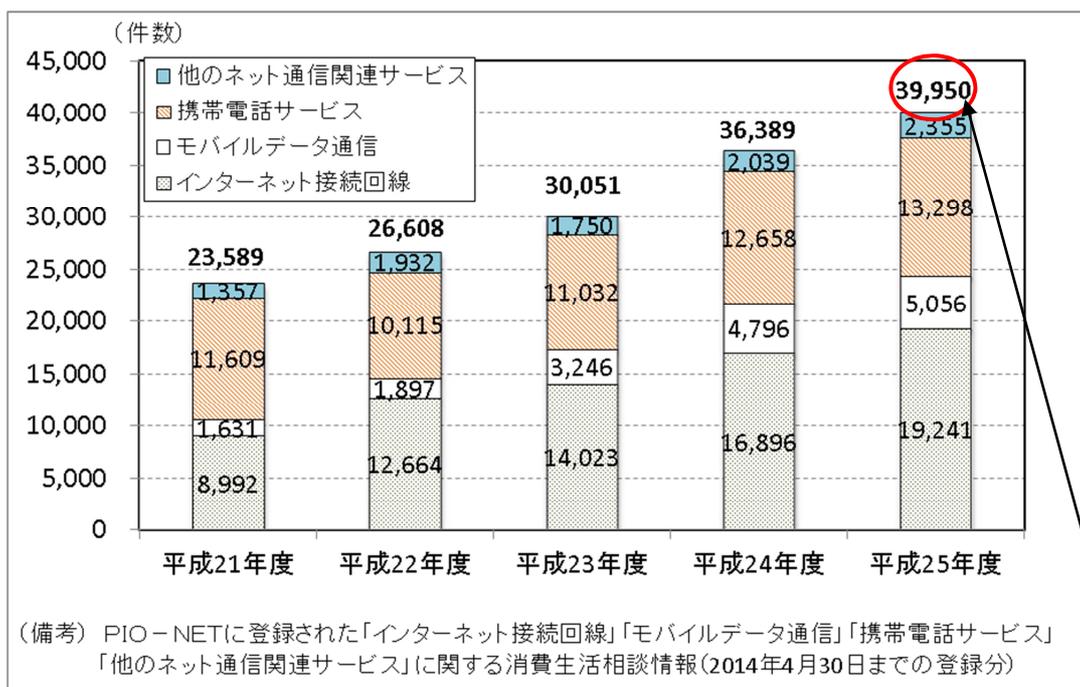
2 消費者を取り巻く現状と課題

社会経済活動の中で、消費者による商品やサービスの購入などの消費活動は非常に大きなウエイトを占めており、内閣府の「国民経済計算」によると、消費者が支出する消費額の総額は、平成25年現在で約286兆円で、経済全体（国内総生産（GDP）＝約478兆円）の約6割を占めています。このことから、消費者の消費活動は、我が国の社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが分かります。

また、消費者は店舗販売における商品やサービスの購入だけでなく、インターネット通販やカタログ販売など、自分の生活に合わせた様々な方法で商品やサービスを購入しています。



通信サービスの普及が進むと同時に、サービスの高度化・複雑化も進展しており、これらのサービスに関する相談も増加傾向にあります。全国の消費生活センター等に寄せられた通信サービスに関する消費生活相談の状況によると、平成21年度は約2.4万件でしたが、平成25年度には約1.7倍の約4万件へと増加しています。



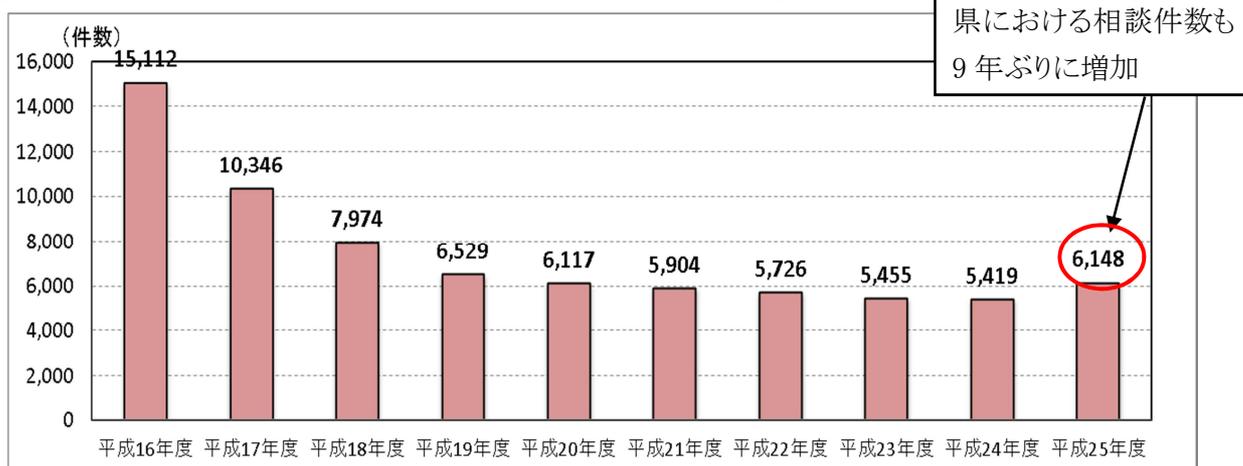
(注) 消費者庁「平成25年度消費者白書」から引用

通信サービスに関する相談は増加傾向

このように消費者をめぐる状況は多様化・複雑化し、消費者被害も多様化・深刻化しています。

県消費生活センターにおいても、携帯電話、パソコン等の通信機器の普及、アダルト、出会い系など悪質サイトからの不当請求や架空請求メール、インターネット通販、オンラインゲーム、SNS、ワンクリック請求などの「ウェブサイト関連」の相談が多く寄せられており、消費者トラブルの低年齢化も問題となっています。

【県消費生活センターにおける消費生活相談受付件数の推移】

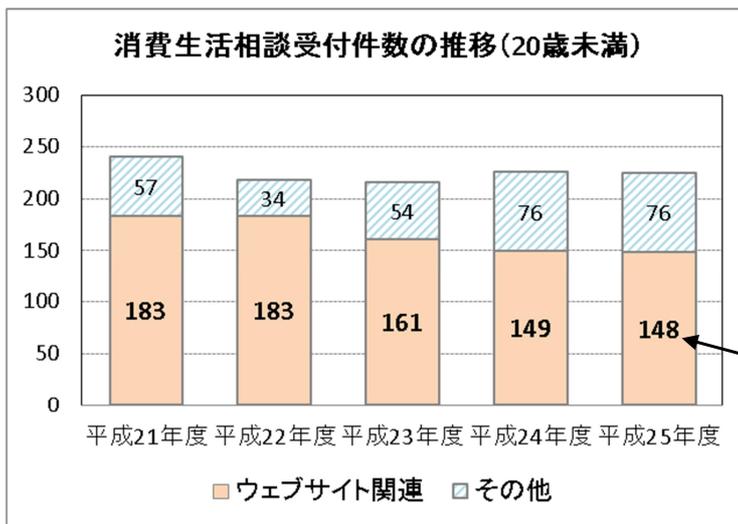


【県消費生活センターにおける消費生活相談の概要】

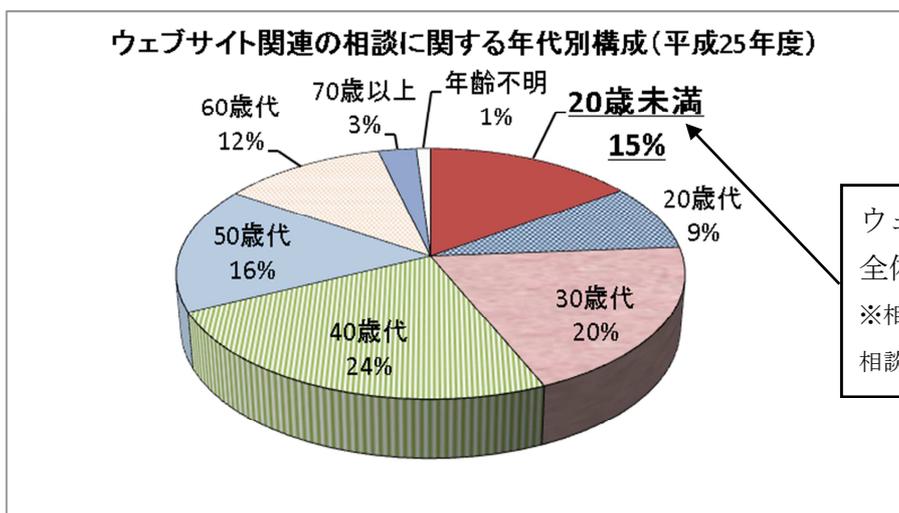
「ウェブサイト関連」の相談が最も多い

商品・サービス分類	H25 件数 (A)	H24 件数 (B)	増減		具体的内容
			件数 A-B	比率 A/B	
ウェブサイト関連	973	992	▲19	0.98	悪質サイトからの不当請求等
健康食品	432	243	189	1.78	健康食品の送り付け等
固定通信回線	206	153	53	1.35	プロバイダ等の強引な電話勧誘
詐欺的な投資取引	179	189	▲10	0.95	未公開株・社債、ファンド型投資
工事・建築	164	162	2	1.01	家屋の新築・リフォーム
不動産賃貸借	160	150	10	1.07	賃貸住宅の退去時のトラブル等
ローン・消費者金融	151	124	27	1.22	消費者ローン・多重債務等
自動車	100	70	30	1.43	解約トラブル、中古車の不具合
新聞	91	89	2	1.02	強引な販売・解約時のトラブル
修理サービス	84	76	8	1.11	小規模な家屋修理等

【県消費生活センターにおける若年層の消費生活相談について】



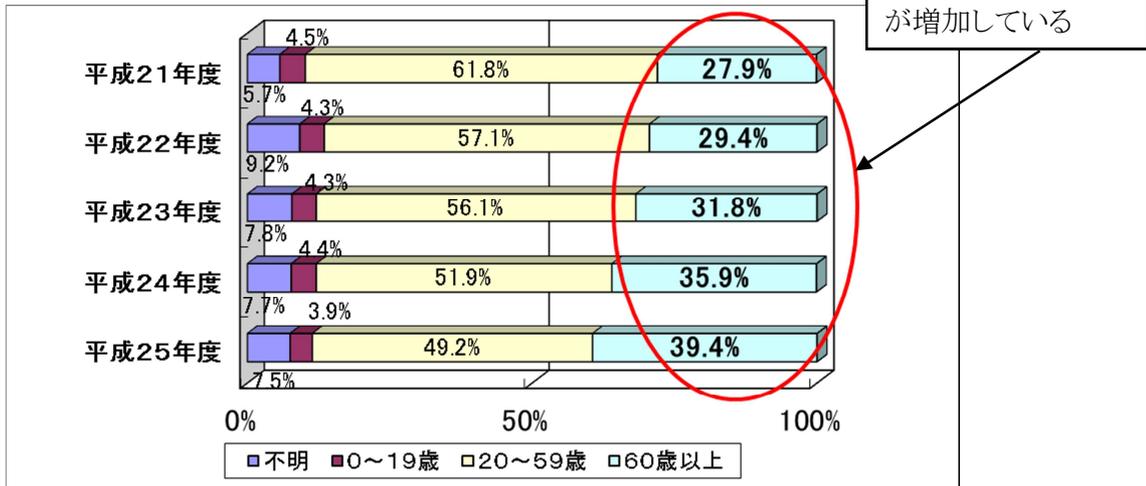
20歳未満の相談件数は200件を超え、ウェブサイト関連の相談が多くを占めている。



ウェブサイト関連の相談は全体の15%を占めている。
※相談全体における20歳未満の相談割合は3.9%(P5図表参照)

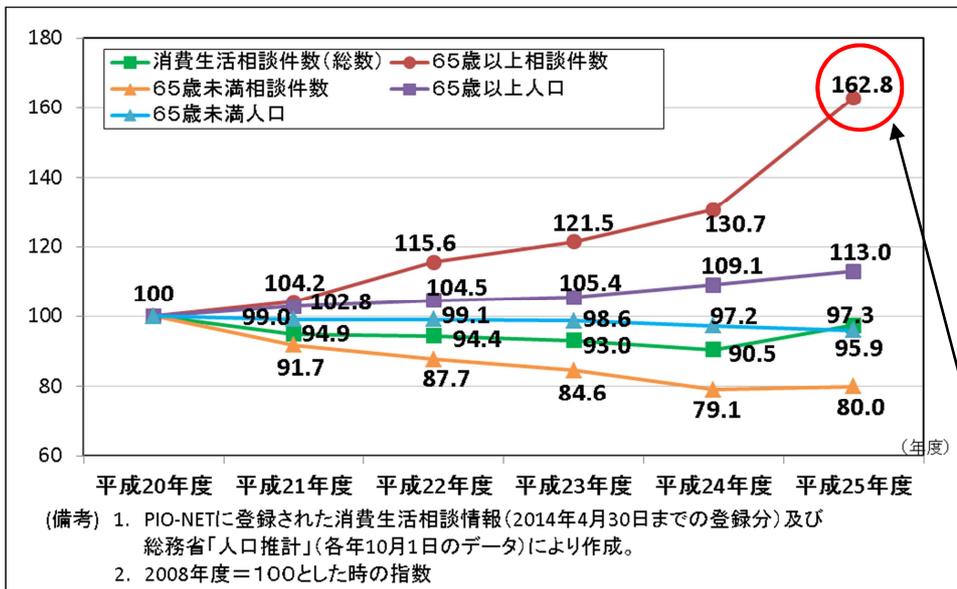
また、本県では人口減少や少子高齢化、都市部と過疎地域の偏在化が進む中で、住民と地域社会のつながりの希薄化、地域で生活する上での不安の増大などが懸念されています。高齢者の消費生活を取り巻く状況も、より一層厳しくなっており、県消費生活センターに寄せられる60歳以上の高齢者層の消費生活相談の割合は年々増加し、平成25年度は39.4%になりました。

【県消費生活センターにおける年代別の消費生活相談の推移】



(注) 60歳以上の消費生活相談を、高齢者による相談として集計

[参考：高齢者（65歳以上）の相談件数の増加について]



(注) 消費者庁「平成25年度消費者白書」から引用

3 消費者教育の意義

消費者をめぐる状況が多様化・複雑化する中、消費者教育の重要性が高まっており、消費者基本法や国民生活白書においても、消費者教育の重要性が明記されています。

○消費者基本法における「消費者教育」

消費者基本法では、第2条において、消費者に対し、必要な情報及び教育の機会が提供されることは消費者の権利の一つであることと位置付けるとともに、消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することが基本とされています。

また、同法第7条では、消費者に対し、自ら進んでその消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的な行動に努めることを求めています。

○「消費者市民社会」への転換

「平成20年版 国民生活白書」では、消費者の消費行動が国内・国外の経済・社会に与え得る影響は大きく、ますます「個人が、消費者・生活者としての役割において、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会」である「消費者市民社会」への転換が必要であると訴えています。

そして、消費者の意識を「社会をより良いものに変える原動力」とするためにも、消費者教育の重要性を説いています。

○「学習指導要領」における消費者教育

平成18年に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）において、教育の目標として、「自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することや、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定されています。

また、平成20年及び21年に改訂された小・中・高等学校の学習指導要領においては、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科、道徳で消費者教育に関する内容が盛り込まれています。また、生活科や総合的な学習の時間においても、消費者教育の要素を含んでいます。

[消費者教育の推進によって期待できる効果]

- ① 消費者・事業者間の情報の質・量、交渉力の格差等に起因する消費者被害の防止
- ② 自らの利益の擁護・増進のため、自主的・合理的に行動できる自立した消費者の育成
- ③ 環境に配慮した消費行動など、社会の一員として、よりよい社会発展のための積極的な関与

第3章 消費者教育の推進の基本的な方向や推進する内容

1 体系的推進のための取組の方向

消費者教育を体系的に推進するためには、消費者が、すべてのライフステージを通じて、消費生活の特徴的な場面（以下「対象領域」という。）において、必要となる消費者としての諸能力を発展させることができるよう、断片的でなく、かつ重複のない、系統的な教育を受ける機会を提供することが必要です。

そのため、国においては、消費者教育推進のための体系的プログラム研究会を開催し、検討成果の一つとして、「消費者教育の体系イメージマップ」（以下「イメージマップ」という。）を示しています。

消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、体系的に行う必要があります。イメージマップを活用することによって、消費者及び消費者教育の推進に従事する者が取り組むべき消費者教育の意義や目標を理解し、対象領域ごと、発達段階ごとの学習目標を整理でき、全体像の「見える化」を図ることができます。

[消費者教育の体系イメージマップ ～消費者カステップアップのために～]

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			Ver.1.0
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費市民社会構築に活かす時期	
重点領域								
消費者市民社会の構築								
消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持つ	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考え、習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を配慮して行動しよう	消費の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝えよう	
持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、他の使い方を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、持続可能な消費生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを採ろう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう	
消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働し、取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	
商品等の安全								
商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う平がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝えよう	
トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくらう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	
生活の管理と契約								
選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を選択し、契約のルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝えよう	
生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技術を活用しよう 買い物や貯蓄を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう	
情報とメディア								
情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技術を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう	
情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	
消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関係を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう	

(注) 参考資料として別途「A4版」を添付しています。

(1) 消費者教育の対象領域の分類と育むべき目標

イメージマップでは、消費者教育の対象領域を次のとおり4つに分類し、それぞれの領域で育むべき力（目標）を示しています。

消費者市民社会の構築に関する領域	<p>ア 自らの消費が社会の環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力</p> <p>イ 持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力</p> <p>ウ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力</p>
商品等やサービスの安全に関する領域	<p>ア 商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力</p> <p>イ 商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力</p>
生活の管理と契約に関する領域	<p>ア 適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力</p> <p>イ 契約締結による権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力</p>
情報とメディアに関する領域	<p>ア 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てることができる力</p> <p>イ 情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに、個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力</p>

(2) 消費者の特性に応じた配慮

消費者教育を効果的に進めるために、消費者の年齢、性別、障害の有無など、消費者の特性に応じた配慮をしなければなりません。また、消費者被害も年齢層ごとに特徴がありますので、それを踏まえた対策も必要です。

特に若年層

学校教育段階で契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性などについて理解させ、社会において、消費者として、主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力の育成を図る必要があります。

特に高齢者層

高齢者といっても、年齢に幅があり、生活状況も様々です。高齢者の中には、加齢による判断力の低下や、地域社会とのつながりの希薄化による情報不足などの問題を抱える場合があるため、高齢者に対する取組だけではなく、高齢者を支える地域のネットワークに

対する消費者教育・啓発を含めた取組の推進など、より一層配慮しなければなりません。

その他

若年層、高齢者層以外にも、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害のある消費者に対し、障害の特性に応じた適切な方法による情報の提供その他の必要な施策を講じることや、定住外国人に対する自立を支援するための消費者教育の機会を提供することも必要となります。

(3) 場の特性に応じた方法

消費者教育は、学校、地域、家庭、職域等の様々な場の特性に配慮して行う必要があります。

例えば、工場等の見学や体験を通して身に付ける方法や、インターネット等を用いた通信講座などの方法も場の特性に応じたものとして考えることができます。また、学校において擬似的な企業経営等の授業を実施する場合、経済や流通の仕組み等の学習過程の中に講師等として地域住民が参画することにより、地域全体への消費者教育の浸透が期待できます。このような取組は、消費者と生産者（事業者）との間に、どのようなギャップが存在するか体験し、消費者だけでなく生産者（事業者）の立場も知る機会となり、「自立した消費者」、「主体的で責任のある行動ができる消費者」を育成するために効果的と考えられます。

2 様々な場における消費者教育・啓発

(1) 学校等

幼稚園、保育所、認定こども園

幼稚園教育要領や保育所保育指針では、「身近な物を大切にする。」ことが掲げられています。幼稚園、保育所、認定こども園においては、例えば、お金や物を大切に扱うことについての意識を身に付けさせていくことなどによって、発達段階ごとに日常生活の中での実践的な能力を育み、消費生活について正しい知識を持つための契機とすることができます。

小・中・高等学校、特別支援学校

学校教育においては、平成20年及び21年に改訂された小・中・高等学校の学習指導要領において社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容の充実が図られています。

今後は、各教科において充実した消費者教育が行われるよう努める必要があり、優れた教材の開発や教員の指導力向上、消費生活や消費者教育について専門的知識を有する外部人材の活用、消費生活センターなどの関係機関との連携の促進などの取組の推進が求められます。

また、学習過程においては、児童・生徒が主体的・能動的に学ぶことができる機会を提供することを目指す必要があります。例えば、ワークショップ形式により児童・生徒が主体的に参加できる授業の工夫が挙げられます。

大学、専門学校等

大学、専門学校等においては、各大学、専門学校等の判断で、消費者教育を実施することになります。大学、専門学校等に通う若者の消費者トラブルでは、インターネット上の取引等の「ウェブサイト関連」の消費者被害を受けるケースが多く見受けられます。そのため、大学、専門学校等と連携し、消費生活相談員等による出前講座の開催や、県消費生活センターのホームページにおける注意喚起情報の充実など、効果的な情報提供、啓発を実施する必要があります。

(2) 地域社会

地域

地域においては、既に県消費生活センターが県民向けに消費生活に係る情報提供のほか、消費生活相談員等による悪質商法の事例紹介やその対処法に関する知識を身に付けるための「消費者啓発講座」などを開催し、消費者教育・啓発を実施し、効果を上げています。そのため、これまでの取組を強化するとともに、市町村や消費者団体、関係団体等と連携しながら、地域単位で消費者教育・啓発を実践できる担い手の育成や、高齢者の見守りなどの既存の地域ネットワークに対する消費者教育の研修会を実施することにより、各地域で消費者教育・啓発の実践を完結できる体制の構築を図る必要があります。そのために、公民館や図書館などの社会教育施設を活用することも効果的です。

家庭

消費者教育を推進していくに当たり、直接消費者に伝える方法と、家庭を通じて間接的に伝える方法が考えられます。学校や地域、職場など、それぞれの場で学んだ内容を家庭に伝え、共にそれを実践していくことが重要です。

また、間接的な方法として、毎日の生活の中で、便利な電気機器やファッショングッズも、ちょっとした不注意や誤った使い方、製品の素材、構造などが原因で生命に関わるような事故につながる場合があります。そのようなリスクを減らすため、それぞれが身の回りのリスクの存在を認識することも重要です。

特に小さな子供を持つ家庭では、様々な気付きの体験を通じて、子供に家族や身の回りの物事に関心を持たせ、暮らしの中の危険や、ものの安全な使い方に気付かせる必要があります。また、子供は周りの大人から見ると思いがけない行動や反応をすることがあり、その結果として様々な「不慮の事故」に巻き込まれることが少なくありません。そのため、子育て世代や子育て支援団体等に対する情報発信や普及啓発などを通じ、学習の機会や情報を提供することも求められます。

(3) 職域

就職して社会に出ると同時に、主体的な消費行動を行うことが求められます。しかし、学校教育の中で得た知識と、社会に出てから必要となる知識が一致しない場合があることから、事業者による従業員に対する消費者教育が求められます。また、事業者は、お客様相談室などを通して直接的、間接的に消費者の声を聴いています。その声を事業者自らの顧客満足度の向上に活かすことにより、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画できるような、情報提供や商品やサービスの開発、提供が期待されます。このように、消費

者教育に取り組むことは、事業者の社会的責任（CSR）の観点からも有意義です。

3 関係機関との連携・協働

消費者教育の推進を図るためには、地域の消費者の生活に密着した存在であり、幅広く住民生活に関わる行政を担う市町村が、その地域特性に合った消費者教育の内容や手法の充実を図ることにより、消費者一人一人に対して隙間なく消費者教育の機会を提供することが必要です。県においては、広域的な観点から、市町村の取組を支援し、あるいは、市町村間での格差を埋めることにより、消費者に提供される消費者教育の水準を確保することが必要となります。

しかしながら、消費者教育の分野は幅広く、行政の取組だけでは、効果的かつ効率的に実施することはできません。そのため、県や市町村といった行政の取組だけではなく、消費者教育に携わる多様な主体との連携が必要です。

（1）消費者行政と教育行政の連携

消費者教育を、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施するためには、消費者行政分野と教育行政分野の連携が必要です。県はもとより、身近な立場で消費者教育を推進する市町村においても、消費者行政担当課室と、教育委員会が緊密に連絡を取り合い、共同事業を実施するなど連携を図る必要があります。

また、福祉、衛生、住宅、環境、産業、税務等、消費生活に関わる消費者行政課室以外の行政の各機関が情報共有しながら、施策を推進することも必要です。

（2）県（消費者行政・教育行政）と消費者団体、事業者団体等との連携

地域において、様々な機会を捉えて消費者教育を実施する環境を作るためには、多様な立場の担い手の育成が必要です。このためには、行政だけでは限界があり、消費者団体や事業者団体、事業者等との連携による取組が必要となります。

（3）他の消費生活に関係する教育と消費者教育の連携

「環境教育」、「食育」、「国際理解教育」、「法教育」、「金融経済教育」などは、消費者の自立を支援し、また、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について、理解及び関心を深める消費者教育と重なる部分も少なくありません。

そのため、行政においては、消費者行政担当課室とこれら関連課室が連携して実施、展開等することにより、効果的・効率的に教育を推進する必要があります。

（4）災害時における消費行動についての情報提供と関係機関との連携

非常時・緊急時の消費行動の在り方について考えるきっかけとなる情報を提供していく必要があります。行政においては、防災担当課室などが中心となって取り組んでいる「自宅の安全対策」や、「緊急情報の取得方法」、「非常持出品として用意したいもの」などの周知の中に消費者教育の内容が含まれています。消費者行政課室においては、生活教養講座など住民に対する啓発の中で非常時・緊急時に備えた商品の購入の在り方などを伝える必要があります。その他、教育行政、福祉行政など住民の生活に密接に関係する課室が実施する取組においても非常時、災害時の消費行動の在り方を考えるきっかけとなる情報を発

信することが必要です。

なお、災害時においては、緊急性・必要性の高い生活関連物資に関する情報や被災者支援情報などを提供し、消費者が正しい情報を受け取り、消費者としての適切な行動をとるきっかけとする必要があります。その際、行政だけではなく、消費者団体や専門士業団体、事業者など各主体が発信する情報との連携も重要です。

4 消費者教育・啓発の人材（担い手）の育成・活用

（１）小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員

国では教科横断的なカリキュラム開発や教材開発、教員研修などについて調査研究を実施し、その成果を幅広く提供することにより、消費者教育の改善・充実に努めています。研修の実施主体である県教育委員会等においては、職務内容、経験等に応じた研修の充実に図ることが期待されており、教職員自らが各学校で消費者教育を実践できるよう支援することが必要です。

なお、学校における人材育成においては、県消費生活センターや県教育委員会、関係団体だけではなく、市町村及び市町村教育委員会と連携することにより、効果的かつ効率的な取組の推進を図ることも求められます。

（２）消費者団体・NPO等の地域人材

消費者教育の範囲は幅広く、生活のあらゆる領域に関わります。消費者が知識の習得だけでなく、実践的な能力を身に付けるためには、消費生活に関する知識等を持つ多様な主体（消費者行政、教育委員会、消費者団体、事業者・事業者団体、専門士業団体（弁護士、司法書士等の専門家）、NPO等の様々な関係者）と連携して取り組むことが必要です。

多様な主体が相互に連携し、高齢・福祉施設や保護者会、学校、幼稚園などへ赴き、地域住民に対する消費者教育を実践することによって、消費者教育を受ける機会の拡大が期待できます。また、消費生活の分野に限らず、既に幅広い分野にまたがって地域貢献を果たしている人材なども消費者教育の担い手として期待できます。

その他、高齢者の見守りなど、既存の地域のネットワークに対する消費者教育の研修会等を実施し、啓発活動の支援等を行うことも有効です。

5 教材等の充実（地域・学校等で活用できる教材等の充実）

消費者教育を充実させるためには、多彩な教材等が必要です。しかし、学校単位、市町村単位で検討し、作成することは難しく、国の機関や地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体、NPOなど、様々な主体により作成される多様な教材等を、学校や地域で有効活用することを促すことが必要です。

消費者庁では、消費者教育の基盤整備として、消費者教育に関する様々な情報を提供するサイト（消費者教育ポータルサイト）を整備し、消費者教育の実践に取り組む関係省庁、地方公共団体、消費生活センター、消費者団体、事業者団体、事業者、法曹団体、個人などが提供した教材を掲載しており、消費者教育を実践するために有効なツールとなっています。

[消費者教育ポータルサイト] <http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

消費者教育ポータルサイト - Windows Internet Explorer

http://www.caa.go.jp/kportal/index.php

消費生活に関する教育のヒントが満載!

消費者教育ポータルサイト

当サイトについて | 情報検索 | 消費者教育関連情報 | 情報募集 | お問い合わせ

消費者教育の情報検索

フリーワード検索

条件絞り込みで探す | 領域ごとに探す | ライフステージごとに探す

利用者の立場から探す

学校で教える方はこちら | 地域で教える方はこちら | 自学される方はこちら

消費者教育関連情報

新着情報 | トピックス

2014年1月14日
教材に追加しました。
・マネートラブルにかつ!
高校卒業以上の方を主な対象として想定しています。商品・契約・金融等について、4コマ漫画を各ページに用い、見開き1ページで解説した教材です。(神奈川県)
教材に追加しました。
・指導用解説書「消費者教育サポートブック」
中学生用教材STEP UP及び高校生用教材JUMP UPの指導用解説書です。(神奈川県)

取組に追加しました。
・外国語県民向け消費生活相談窓口案内リーフレット
外国語県民向け、外国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語)による、消費生活相談窓口案内リーフレットです。(神奈川県)

2014年1月8日
教材に追加しました。

第4章 和歌山県の取組の現状と今後取り組むべき事項

1 県の消費者教育の取組の現状

(1) イメージマップに基づく取組の整理

①和歌山県独自の項目の追加

県内における消費者教育は、行政（県）や県教育委員会だけではなく、様々な主体によって実践されています。そのため、イメージマップを活用し、県内の消費者教育の「見える化」を図ることによって、現状を把握し、課題を整理します。

なお、今世紀前半に発生する可能性が極めて高いといわれている東南海・南海地震や、発生頻度は極めて低いが、発生すれば極めて甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震が発生した場合、本県は大きな被害を受けることになることが想定されています。平成23年3月に発生した東日本大震災直後には、生活物資等の買いだめによる品不足の発生のほか、震災関連のトラブルが増加しました。

災害など、非常時に消費者が正しい消費行動をとるためには、日頃から非常時の対応を意識した消費行動が必要です。そのため、本県においては、以下のとおり、イメージマップに本県独自の項目を設け、取組を進めることとします。

[和歌山県版消費者教育イメージマップ（本県独自の項目追加）]

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	特に若者	成人期 成人一般	特に高齢者
各期の特徴	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動。社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
重点領域							
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力を自覚した判断能力 おつかいや買い物に関心を持とう	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考え、責任を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力 くらしの中の危険や、もののお使い方を考えよう	危険を回避し、物を安全に使う手かきを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手かきを知ろう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしをする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
生活の管理と節約	選択し、節約することへの理解と考える態度 約束やきまりを守らう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を選択し、適切に購入するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールについて理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力 身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用方法を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
約	災害等、非常時における冷静かつ正しい消費行動 欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することを考えよう	興味期限など、非常時に役立つ知識を身に付けよう	必要なものを選び、無駄のない消費行動をしよう	非常時の意識を持った消費行動をしよう	正確な情報にまどわされない消費行動をしよう	非常時の備えを行い、正確な情報にまどわされない消費行動をしよう	冷静な消費行動の大切さを伝えよう
情報とメディア	情報社会のルールや情報モラルの理解 自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう
消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを考えよう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを考えよう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関係を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すもの

(注) 添付資料として別途「A4版」を添付しています。

災害等、非常時における消費行動の目標を追加

②消費者教育に関する取組の現状と課題

本県におけるイメージマップの活用の考え方を踏まえつつ、発達段階別と対象領域別に分けて消費者教育に関する取組の現状と課題を整理します。

なお、取組の現状と課題については、「和歌山県消費生活審議会委員」所属団体及び「和歌山県専門士業団体連絡協議会」構成団体の取組を反映し、県全体の消費者教育の現状を把握し、県として取り組むべき課題等を整理することとします。(※平成25年度に係関係団体へ照会済み)

[消費者教育に関する取組の現状と課題（発達段階別）]

和歌山県における消費者教育について(発達段階別)		消費者教育の取組の現在	既に取り組んでいるが、今後強化すべき課題	今後の課題又は不足している事項			
重点領域	各期の特徴	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期	
		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
消費者市民社会の構築・商品等の安全・生活の管理と契約・情報とメディア	行政(県)	<ul style="list-style-type: none"> 課題(消費者啓発講座) 課題 課題(消費者啓発物作成・配布・貸出) 	<ul style="list-style-type: none"> 課題 課題 消費者教育の担い手育成 夏休み！親子で学ぶ消費者教室 ※県金融広報委員会との共催 消費者月間事業 学校向け消費者教育授業の実践(デモ講座) 	<ul style="list-style-type: none"> 課題 消費者月間事業 課題(消費者安心サポート事業) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者啓発講座 消費者啓発物等作成・配布・貸出 課題(生活教養講座) 生活教養講座 夏休み！親子で学ぶ消費者教室 消費者月間事業 消費者安心サポート事業(消費生活サポーター) 	<ul style="list-style-type: none"> 課題 課題 	<ul style="list-style-type: none"> 課題(消費者教育の担い手育成事業)
	県教育委員会(学校教育)		<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づき消費者教育の実施 専門研修事業(教員対象) 				
	県教育委員会(社会教育)			<ul style="list-style-type: none"> きのくに共育コミュニティ形成促進事業(共育支援メニューフェア事業) 			
	県金融広報委員会		<ul style="list-style-type: none"> 金融広報アドバイザーの派遣 金融・金銭教育研究校の委嘱 夏休み！金銭教育バス教室 教員向け消費者教育セミナー 夏休み！親子で学ぶ消費者教室 ※県消費生活センターとの共催 	<ul style="list-style-type: none"> 課題 金融学習グループ 夏休み！金銭教育バス教室 金融経済講演会 夏休み！親子で学ぶ消費者教室 暮らしの達人！知るほると講座 			
関係機関	消費者団体等	<ul style="list-style-type: none"> コープきょうどうの会であそぼう 【わかやま市民生活協同組合】 消費者教育・啓発に関する取組 【和歌山県生活学校連絡協議会】 	<ul style="list-style-type: none"> 【わかやま市民生活協同組合】 【NPO法人消費者サポートネット和歌山】 【わかやま市民生活協同組合】 【和歌山県生活協同組合連合会】 【わかやま市民生活協同組合】 【わかやま市民生活協同組合】 【わかやま市民生活協同組合】 【わかやま市民生活協同組合】 【(一社)和歌山県不動産鑑定士協会】 【和歌山県生活学校連絡協議会】 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座(NPO法人消費者サポートネット和歌山) セミナー開催 消費者啓発 一日エコライフ わかちまち調べ活動 食の安全に関する学習会 消費者教育・啓発に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会・啓発資料配布 【(一社)和歌山県老人クラブ連合会】 		
事業者団体	【(一社)和歌山県LPガス協会】	<ul style="list-style-type: none"> 人畜害むしLPガス(子供たちへの火育・食育活動) 	<ul style="list-style-type: none"> 無料相談会 	<ul style="list-style-type: none"> 無料相談会 			
法曹関係等専門士業団体			<ul style="list-style-type: none"> 出前講座(和歌山弁護士会) 				

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

(注) 添付資料として別途「A4版」を添付しています。

上記の整理により、行政(県)や県教育委員会、各関係機関が、様々な消費者教育の取組を実践していることが分かります。ただし、幼児期における消費者教育の取組が少なく、取組の強化が課題です。小学校、中学校、高等学校等における消費者教育は、県教育委員会の支援のほか、学習指導要領に基づいて実施されていますが、より実践的な知識を身に付けるためには、消費生活に関するノウハウを持つ行政(県)などによる支援の強化も必要です。

また、成人期に対する消費者教育については、既に各機関が実施しているところですが、若者や高齢者を対象とした、それぞれの消費生活のスタイルや価値観に応じた取組の強化も必要です。

[発達段階別で整理した各取組の対象領域]

和歌山県における消費者教育について(対象領域別)				消費者教育の取組の現在	今後の課題又は不足している事項		
対象領域	行政(県)	県教育委員会(学校教育)	県教育委員会(社会教育)	県金融広報委員会	消費者団体等	事業者団体	法曹関係等専門士業団体
消費者市民社会の構築	消費者啓発講座/生活啓発講座/消費生活啓発講座の実践/ブ・貸出/消費生活啓発講座/消費生活啓発講座/消費生活啓発講座/消費生活啓発講座	夏休み！親子で学ぶ消費生活教室 消費者安心サポート事業	夏休み！親子で学ぶ消費生活教室 消費者安心サポート事業	専門研修事業(消費生活)	消費者啓発講座・学習会 和歌山県生活協同組合連合会	人を育むしPガスト子供たちへの火育・食育活動	〔和歌山県Pガスト協会〕
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力 トラブル対応能力	商品の安全等、消費者事故、トラブル防止に関する取組	商品の安全等、消費者事故、トラブル防止に関する取組	商品等の安全に関する取組	消費者啓発講座/セミナー開催 〔和歌山県生活協同組合連合会〕 〔NPO法人消費者サポートネット和歌山〕	研修会・啓発資料配布 食の安全に関する学習会	〔わかやま市民生活協同組合〕 〔和歌山県老人クラブ連合会〕
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度 生活を設計・管理する能力	夏休み！親子で学ぶ消費生活教室 消費者安心サポート事業	夏休み！親子で学ぶ消費生活教室 消費者安心サポート事業	専門研修事業(事例に学ぶ情報モラル教育研修講座)	消費者啓発講座・学習会	出前講座「和歌山弁護士会」	
情報の収集・処理・発信能力	災害等、非常時における冷静かつ正しい消費行動	関係機関等との連携による災害等、非常時に対応できる消費者の育成	関係機関等との連携による災害等、非常時に対応できる消費者の育成	金融広報アドバイザーの派遣/金融・金融経済講演会/暮らしの達人！消費生活教室/暮らしの達人！消費生活教室			
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力 情報社会のルールや情報モラルの理解 消費生活情報に対する批判的思考力	夏休み！親子で学ぶ消費生活教室 消費者安心サポート事業	夏休み！親子で学ぶ消費生活教室 消費者安心サポート事業	専門研修事業(事例に学ぶ情報モラル教育研修講座)			

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

(注) 添付資料として別途「A4版」を添付しています。

上記は、発達段階別に整理した各取組の対象領域を表します。各取組が幅広い領域を対象として取り組んでいることが分かります。しかしながら、商品等の安全やトラブル対応能力に関する取組の強化や、関係機関等との連携による非常時に対応できる消費者の育成が課題です。

[イメージマップに掲載している各取組の目的とその内容について]

○行政(県)、県教育委員会(学校教育、社会教育)、県金融広報委員会の取組

部署	取組名	具体的内容	
行政 (県)	消費者教育の担い手育成事業	目的	消費者教育の担い手を養成し、その活動を支援するもの。県内の各地域で消費生活に関する知識を習得できる機会の拡大を図ることにより、消費者教育・啓発を推進する。
		内容	①地域の消費者教育担い手育成 消費生活に関する活動ができる人材を掘り起こし、講師として活躍できるための養成講座を開催。養成講座修了後は、地域、職場、団体等の研修・講座等へ派遣し、消費生活に関する教育、啓発を実践 ②学校向け消費者教育授業の実践(デモ講座) 教員による消費者教育授業の実践を支援するため、「消費生活に関する活動の実績を持つ団体等の講師」を学校へ派遣し、各年代に応じた適切な消費行動に結び付く知識や実践的な能力を習得するためのデモ授業を実施
	生活教養講座	目的	生活に必要な情報を的確に利用できる能力を養い、自立した消費者の育成に資する。
		内容	消費者を対象とした衣・食・住など消費生活の基礎的な知識を学ぶ講座を開催。和歌山会場(県消費生活センター)8回、地方会場4回
	消費者啓発講座	目的	消費者問題についての各種情報を提供し、消費者被害の未然・拡大防止と早期発見を図る。
		内容	各種団体の研修会、学校の授業などに消費生活相談員を講師として派遣し、消費生活の基礎知識及び最近の消費者被害状況とその対処方法を分かりやすく解説
	消費者安心サポート事業 (消費生活サポーター)	目的	地域で見守り活動を行う和歌山県消費生活サポーター(以下「サポーター」という。)を育成し、活動を支援することにより、多様化・複雑化する悪質商法による消費者被害の未然・拡大防止と早期発見に資する。
		内容	①サポーターの育成 サポーター養成講座を開催し、修了者を「サポーター」として登録 ②活動支援 啓発物資の配布、レベルアップ研修や地域での意見交換会を開催
	消費者月間(5月)関連事業	目的	県民が消費者として正しい生活情報や生活知識を身に付け、買い物や契約など身近な生活における消費者問題について考える契機とする。
		内容	①消費者月間啓発キャンペーン(駅前、スーパーマーケット店頭等における街頭啓発(リーフレット、啓発物資の配布)) ②金融経済講演会の開催(和歌山県金融広報委員会と共催) ③無料法律相談の開催(和歌山弁護士会協力) ④市町村との消費者月間共催事業
消費者啓発物資等作成・配布・貸出	目的	県民の消費者トラブルに関する知識を深め、消費者被害の未然・拡大防止を図る。	
	内容	最新の消費者被害の事例や対処方法、消費生活の基礎知識を学ぶための教材の作成・配布、DVD・ビデオの貸出	
夏休み！親子で学ぶ消費者教室 (※県金融広報委員会との共催)	目的	幼児期頃から消費生活の基礎知識を身に付けることにより、自立した消費者を目指す。	
	内容	小学生、中学生とその保護者を対象に、消費生活に関するトラブルの講義や実験を通じて学ぶ消費者教室を夏休みに開催	
(学校教育) 教育委員会	専門研修事業(教職員対象)	目的	・児童生徒が生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むために、食育の実践的な指導の在り方について理解を深める。 ・情報モラル認識を深め、情報モラル教育を推進するための指導力の向上を図る。
		内容	・「食育研修講座」、「事例に学ぶ情報モラル教育研修講座」の実施

部署	取組名		具体的内容
社会教育 教育委員会	きのくに共育コミュニティ形成促進事業 (共育支援メニューフェア事業)	目的	専門的な知識や技能を持った、企業、大学、各種団体及び行政機関に、学校や地域を支援していただき、子供たちの新たな学びを見出すとともに、学校・地域と企業等の相互理解を深める。
		内容	・企業、大学、各種団体等が有する、学校、地域支援プログラムの紹介を行う。 ・学校関係者、社会教育関係者等と、企業、大学及び各種団体等関係者との連携の促進を図る。
県金融広報委員会	金融広報アドバイザーの講師派遣	目的	金融に関する広報又は消費者教育活動の第一線指導者が、中立公正な立場から、金融に関する客観的で正確な情報を県民各層に分かりやすく提供し、県民の健全で合理的な家計運営を支援する。
		内容	自治体やグループ、学校、公民館等で開催する研修会や学習会などに講師として、金融広報アドバイザーを無料で派遣。金融経済、生活設計、金融・金銭教育などに関する学習を支援
	金融・金銭教育研究校の委嘱	目的	幼児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じた教育の実践と、その効果的な方法の研究をとoshi、現在及び将来の生活を支える金融・経済に関する正しい知識の習得、金銭や物に対する健全な価値観の養成を図る。
		内容	原則、2年間研究校として委嘱。研究校に対して、金融広報アドバイザーの講師派遣、授業で用いる教材・資料等の提供、授業を進めるうえでの実践事例の紹介等の支援を行っているほか、研究・実践に必要な費用の一部を教育研究費として助成
	金融学習グループ	目的	暮らしに身近な金融経済知識の習得のための学習活動を行い、グループメンバーが健全で合理的な家計運営を実現することを目指す。
		内容	暮らしに身近な金融経済や生活設計等について、自主的に学習活動を行うグループ。設定期間は、原則1年間(活動実績に応じて3年間まで延長可)で、年間活動回数は、最低6回以上。金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部補助(使途制限あり)するなど活動を支援
	教員向け消費者教育セミナー	目的	学校における消費者教育推進の担い手となる人材を育成する。
		内容	消費者教育、金融教育の意義や教育現場での指導に役立つ具体的な実践事例を講義及びワークショップ形式により紹介(教育センター学びの丘が実施している教員の10年経験者研修選択研修にも位置付け)
	夏休み！金銭教育バス教室	目的	暮らしや社会の仕組み、お金の働きを学ぶことにより、子供たちの正しい金銭感覚の習得を支援する。
		内容	夏休みを利用して、児童(4～6年生)と保護者を対象に20組40名を対象に、日本銀行大阪支店等を見学。また車中や昼食時において、金融広報アドバイザーによる講話を実施
金融経済講演会	目的	広く一般の方を対象に、暮らしに役立つ金融経済情報を提供するほか、暮らしをより充実したものにするために必要な生活設計、金融・金銭教育の必要性、金融トラブルにあわないノウハウなどを伝える。	
	内容	例年5月の消費者月間にあわせ、外部講師による講演会を開催	
暮らしの達人！知ると講座	目的	健全で合理的な家計運営や生活設計を支援する。	
	内容	金融や経済の知識、暮らしに役立つ情報を中立公正な立場から分かりやすく解説する講座を開催する。(連続講座)	

※県金融広報委員会は県消費生活センター内に所在 (事務局長は県消費生活センター所長が兼務)

○関係機関（消費者団体等、事業者団体、法曹関係等専門士業団体）の取組とその内容

	団体名	取組名	具体的内容	
消費者団体	NPO法人消費者サポートネットワーク和歌山	セミナー開催	目的	消費者の権利の確立及び消費者の自立を支援することにより、消費者が安心・安全な生活を営めるよう、その行動が消費者市民社会づくりに寄与する。
			内容	毎年1月と5月に、その年の関心の深いテーマを選んで一般対象向けにセミナーを開催し、社会の動向に目を向けてもらうきっかけ作り
		出前講座	目的	消費者の権利の確立及び消費者の自立を支援することにより、消費者が安心・安全な生活を営めるよう、その行動が消費者市民社会づくりに寄与する。
			内容	[若者向け] 社会に巣立つ学生を対象に卒業前後に、一人暮らしの生活管理やクレジットの仕組みと利用上の注意点、若者ねらいの消費者トラブル等について [学校] 県内の小学校や中学校、高校へも働きかけをして消費者の権利と責務をはじめとする消費者としての自覚や行動、インターネットや携帯をめぐる身近な消費者トラブルの現状と対策、環境問題等について [高齢者向け] 寸劇・紙芝居・ロールプレイングなどを取り入れた分かりやすい講座
	和歌山県生活協同組合連合会	消費者啓発講座・学習会	目的	消費者被害のない、だれもが安心して暮らすことのできる和歌山県の地域づくりに向けて、消費者ネットワークわかやまの運営に協力し消費者被害の未然防止に向けた「自立した」消費者育成を図る。
			内容	身近に起こっている消費者トラブル、消費者教育推進法などの啓発講座・学習会(3回)、消費者啓発講座を県内で開催
		消費者啓発	目的	様々な消費者被害の予防・拡大防止や救済や消費者の権利の具体化と強化を図り、消費者全体の利益を擁護し、安全で安心できる消費生活を実現するために活動する。
			内容	セミナー、シンポジウムの開催、消費者に向けた注意喚起、提言要請活動実施
	わかやま市民生活協同組合	1日エコライフ	目的	自分たちができることから楽しく家庭で省エネについて考える啓発
			内容	1日エコライフチャレンジシートで夏(7月)、冬(2月)の年2回実施
		消費者啓発講座・学習会	目的	消費者被害のない、だれもが安心して暮らすことのできる和歌山県の地域づくりに向けて、消費者ネットワークわかやまの運営に協力し消費者被害の未然防止に向けた「自立した」消費者育成を図る。
			内容	身近に起こっている消費者トラブル、消費者教育推進法などの啓発講座・学習会開催
		コープきょうどうの森であそぼう	目的	環境を通して社会的役割を發揮する事業として、コープきょうどうの森での体験学習に加え、親子で参加する子育て支援
			内容	コープきょうどうの森見学、間伐や木工体験(はし作り)、ゆずマーマレード作り、こんにやく作り、陶芸などの体験交流
わがまち調べ活動		目的	私たちの住む街のことを知り、くらしを見直す。	
		内容	防災や環境、福祉、消費者行政などをテーマに和歌山県全市町村を訪問し、意見交換を実施	
食の安全に関する学習会	目的	食の安全の取組について学ぶ。		
内容	わかやま市民生活協同組合の商品政策に基づいた食の安全に関する学習会を開催。時期は通年開催。場所は県内地域会場			

	団体名	取組名	具体的内容	
事業者団体	(一社)和歌山県LPガス協会	人を育むLPガス(子供たちへの火育・食育活動)	目的	炎を扱うプロとして、火育・食育を通して人と食の文化を子供たちに伝える。
			内容	保護者の同意のもと、子供がマッチやヒキリ棒の使用による火おこしを体験。その後、Siセンサーコンロを使って、現代の火おこしの利便性を学ぶもの
	(一財)和歌山県老人クラブ連合会	研修会・啓発資料配布	目的	高齢者に対し、消費生活に関する情報の提供、消費者教育・啓発活動を推進して、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止及び早期発見を目指す。
			内容	研修会等において、講演、事例発表、情報交換を実施。また啓発資料や情報を市町村老人クラブ連合会を通して会員に周知し、被害防止に努める。
専門士業団体 法曹関係等	和歌山弁護士会	出前講座	目的	架空請求、マルチ被害などの消費者被害にあわないための心構えの習得
			内容	「消費者被害にあわないようにするためにはどうすればよいのか」を中心にして、法的観点説明。また、「消費者被害にあったときはどうすればよいのか」についても説明する。なお、開催時期は不定期(要望がある都度)、場所は要望される側と協議の上、決定
	(一社)和歌山県不動産鑑定士協会	無料相談会	目的	不動産鑑定制度への理解と周知
			内容	4月第1土曜日。毎月第3水曜日に当協会事務局において、不動産の有効利用や不動産の評価等についての無料相談を実施

2 効果的な消費者教育推進のために取り組むべき事項

(1) ライフステージや場の特性に応じた取組の推進

①学校等

幼稚園、保育所、認定こども園

小学校入学前段階においては、お金や物を大切に扱うことについての意識を身に付けさせていくことなど、子供たちの基本的な生活習慣や態度、身の回りの出来事などへの興味・関心、豊かな感性などを育むことを通じた消費者教育の充実に取り組みます。

県では、県消費生活センターが開催する「消費者啓発講座」のほか、読み聞かせや紙芝居、朗読など、既にそれぞれの地域で地域貢献活動を行っている団体・グループに対し、消費者教育に関する活動の導入を働きかける「消費者教育の担い手育成事業」を実施しています。それらの取組を市町村等と連携しながら幼稚園や保育所、認定こども園へ派遣することにより、消費者教育の推進を図ります。

また、企業、大学及び各種団体等関係者との連携の促進も重要であり、教育委員会が実施する「共育支援メニューフェア事業」等を通じ、幼児教育関係者との連携を深め、消費者教育の充実を図ります。

取組事項	○「消費者啓発講座」によるお金や物を大切に扱うことについての意識を身に付けるための情報提供
	○「消費者教育の担い手育成事業」による幼児期を対象とした消費者教育活動の実践支援
	○「共育支援メニューフェア事業」による幼児教育関係者との連携を深め、幼児期・家庭における消費者教育の充実

小・中・高等学校、特別支援学校

近年、スマートフォン等の情報機器の使用によるオンラインゲームの高額請求や悪質サイトからの不当請求、架空請求メールなど、「ウェブサイト関連」の消費者トラブルの低年齢化が問題となっています。学校教育では、学習指導要領に基づき、消費者教育が実践されています。しかし、教員は習得すべき技能の幅が広く、消費者教育に関する技能を習得するために確保できる時間も限られています。加えて、消費者教育の実践のために必要な研修に参加できる機会も少なく、実践に必要な教材が充実していないなどの声もあります。

このため、教員が消費者教育を実践するための研修機会の増加や消費者問題に関するノウハウを持つ消費生活センターや消費者団体、事業団体等と連携して取り組み、学校教育現場における消費者教育の機会を拡大することによって、児童・生徒に学校教育の段階から「消費者」としての自覚を持たせ、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して早い時期から、適切な消費行動に結び付く知識や実践的な能力を習得させることに努めます。

また、本県では、高校卒業後に県外へ進学又は就職する若者が多いため、卒業時期までにこれから社会に出て行こうとする若者が特に身に付けるべき知識（不動産賃貸借の契約やクレジットやローンなど）を身につける機会を提供することにも努めます。

取組事項	○「消費者教育の担い手育成事業（再掲）」における学校の取組支援（デモ授業の開催と教材等の貸与）
	○「消費者啓発物品等作成・配布」による子供が巻き込まれやすい代表的なトラブル事例などの情報提供
	○「消費者啓発講座（再掲）」による不動産賃貸借の契約や、クレジットやローンなど、（社会に出て行こうとする）若者が身に付けるべき知識の情報提供
	○「共育支援メニューフェア事業（再掲）」を通じて、学校関係者との連携により、学校における消費者教育機会の充実
	○教員自らが実践できる消費者教育に関する県独自教材の作成

[学校における消費者教育に関する主な内容]

小学校	家庭科	<ul style="list-style-type: none"> ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。 ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。 ・自分の生活と身近な環境との関わりに気付き、物の使い方などを工夫できること。
	社会科	<ul style="list-style-type: none"> ・販売者の側の工夫を消費者の側の工夫を関連付けること。
	道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・物や金銭を大切にすること。
中学校	社会科 (公民)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融などの仕組みや働き ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政
	技術・家庭科	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。 (→ 消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等) ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。 (→ 環境への配慮、電子マネー等)
高等学校	公民科	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に関する問題 (→ 消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等)
	家庭科	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任 (→ 消費構造の変化、消費行動の多様化等) ・消費生活と生涯を見通した経済の計画（新設） ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題 (→ 多重債務問題等) ・消費者問題や消費者の自立と支援

大学、専門学校等

大学や専門学校等に通う若者については、インターネット通販やクレジットカードなど、契約に関するトラブルや、SNS等をきっかけとして悪質商法の被害に遭う事例がよく見られるため、大学、専門学校等と連携し、消費生活相談員等による出前講座を実施します。

また、本県では県外へ通学する学生も多いため、消費者月間における街頭啓発や、県消費生活センターのホームページにおける注意喚起情報の充実など、効果的な情報提供や普

及啓発を行います。

取組事項	○「消費者啓発講座」による不動産賃貸借の契約や、クレジットやローンなど、（社会に出て行こうとする）若者が身に付けるべき知識の情報提供（再掲）
	○「消費者啓発物等作成・配布（再掲）」による若者が巻き込まれやすい代表的なトラブル事例などの情報提供

②地域社会

地域

自立した消費者を育成するためには、地域単位で消費者教育に取り組むことも重要です。地域の消費者教育を担う市町村では、県消費生活センターの相談業務を受託しているNPO団体の相談員や消費者行政担当者による、悪質商法の事例紹介など注意喚起型の啓発などを中心に取り組んでいますが、消費者一人一人が豊かな消費生活を自ら実践するとともに、消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付ける実践的な能力を身に付けるため、主体的・能動的に学ぶ機会を拡大することが必要です。

そのため、県は、市町村等と連携し、それぞれの地域における消費者教育の担い手となる人材の育成や、消費者教育に関するノウハウを持つ専門家の活用の拡大に取り組めます。

【高齢者等】

高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）に対する消費者教育については、地域で支え合うための仕組みが必要であり、直接、高齢者等に対して、消費者教育・啓発を実施するだけでなく、「見守る」という地域の支え合いの仕組み（見守りネットワーク）の中でも、消費者教育・啓発に取り組めます。

取組事項	○「生活教養講座（再掲）」の実施
	○「消費者啓発講座（再掲）」の実施
	○市町村、関係機関等を通じた「消費者啓発物品等作成・配布（再掲）」による成人及び高齢者が巻き込まれやすい代表的なトラブル事例などの情報提供
	○「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク」による消費者被害防止のための注意喚起情報等の情報提供
	○全市町村における高齢者や障害者の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築支援
	○「見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会・意見交換会」の実施や、県・市町村の消費生活相談窓口の周知による高齢者の見守りに関わる関係機関から消費生活相談窓口へ繋ぐ体制の強化
	○「消費者教育の担い手育成事業（再掲）」による地域における消費者教育の実践支援
	○「共育支援メニューフェア事業（再掲）」による社会教育との連携を深め、地域における消費者教育の充実

家庭

家庭における消費者教育では、身近な日常生活の中での危険など、それぞれが身の回りのリスクの存在を認識し、日常のリスクを減らすための取組を中心に実施することが重要です。

そのため、県は生活に必要な情報を的確に利用できる能力を養い、自立した消費者の育成に資することを目的とした「生活教養講座」の開催のほか、身の回りのリスクの存在を認識し、日常のリスクを減らすための情報や、事業者による商品の回収や改修などの情報を、啓発物品の配布などを通じて提供します。

また、公民館や図書館などの社会教育施設や保健センターや児童館など、子供が集まる場所やイベント等において、「消費者啓発講座」や「消費者教育の担い手育成事業」による講師派遣、啓発物品の配布などを実施し、保護者を交えながら、安全な商品の選び方、遊び方、事故対応の仕方などについて考え、自分の生活を振り返り、安全を考慮した行動ができるよう、効果的な情報提供や普及啓発を行います。

取組事項	○「生活教養講座（再掲）」による身の回りのリスクの存在を認識し、日常のリスクを減らすための情報提供
	○「消費者啓発物品等作成・配布（再掲）」による身の回りのリスクの存在を認識し、日常のリスクを減らすための情報提供、普及啓発
	○安全な商品の選び方やお金や物の大切に扱うことの意識を身につけるための情報提供や普及啓発
	○「消費者啓発講座（再掲）」による幼児を持つ家庭向けの情報提供
	○「消費者教育の担い手育成事業（再掲）」によるお金や物の大切に扱うことの意識を身につけるための消費者教育の実践支援

③職域

職域における消費者教育については、「消費者啓発講座」を積極的に周知することにより、事業者の従業員に対する消費者教育を支援します。

また、平成25年度には、食品メニューの誤表示により、消費者の期待を裏切る事案が発生しました。この際にも見られたことですが、県消費生活センターに寄せられる相談では、事業者（特に営業員等）の法的知識の低さに起因する事案も見受けられ、事業者自身が違反をしていることさえ認識していない場合があります。

このことから、「取締りから防止へ」という視点に立ち、和歌山弁護士会の協力を得て作成した、事業者が犯しやすいポイントを内容とする「コンプライアンスのための資料」の配布や、「景品表示法等の事業者向け説明会」などを通じて、事業者及びその従業員のコンプライアンスの向上等を図ります。

取組事項	○「消費者啓発講座（再掲）」の実施（新入社員研修など）
	○「事業者コンプライアンス資料」の配布及び事業者向け研修会の開催

(2) 関係機関等との連携・協働

①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携

教育行政分野との連携

消費者教育を幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施するため、「和歌山県消費者教育連絡協議会(※)」において、消費者教育に係る具体的な施策を協議し、消費者教育の推進を図ります。特に消費者教育を行う教職員や、教職員以外の担い手の養成、能力向上を目指し、必要な研修や教材についても検討を行います。

取組事項	<p>○和歌山県消費者教育連絡協議会における消費者行政課室と教育行政課室双方の取組等の情報共有や消費者教育の推進の協議</p> <p>＜当面の検討課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政と教育行政のそれぞれの取組の共有と効果的な連携方法の検討 ・教員自らが実践できる消費者教育に関する県独自教材の作成(再掲) ・「専門研修事業」や「教員向け消費者教育セミナー」など教員が消費者教育を実践するための研修等の充実 ・地域における消費者教育の担い手の発掘 ・地域住民と消費者教育の担い手をつなぐコーディネーターの発掘と育成 等
-------------	--

※「和歌山県消費者教育連絡協議会」

平成18年度に設置。構成員は、総務学事課長・県民生活課長・県消費生活センター所長・県教育委員会生涯学習課長・同学校指導課長・県教育センター学びの丘所長

福祉行政分野との連携

県では、高齢者や障害者の支援に係る県の関係課室や関係団体で構成する「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク(以下「ネットワークという。」(※))」を通じて、高齢者や障害者を支える地域のネットワークに対し、注意喚起や情報提供を行っています。

今後は、ネットワークの在り方の検討や活動内容の見直し等を行い、より効果的な見守り活動や消費者教育、啓発を推進し、高齢者や障害者の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図ります。

また、見守り活動の主体は「地域」であるため、市町村における見守りネットワーク構築の支援や消費生活相談窓口との連携も推進します。

取組事項	<p>○「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク」を通じた注意喚起情報などの情報発信の連携と高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワークの今後の在り方や関係機関における相互連携等の効果的な手法の検討</p> <p>○全市町村における高齢者や障害者の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築支援(再掲)</p> <p>○「見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会・意見交換会」の実施や、県・市町村の消費生活相談窓口の周知による高齢者の見守りに関わる関係機関から消費生活相談窓口へ繋ぐ体制の強化(再掲)</p>
-------------	---

※「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク」

平成22年度に設置。構成は以下のとおり。

(関係団体：18団体)

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会、和歌山県民生委員児童委員協議会、和歌山県社会福祉士会、和歌山県介護福祉士会、一般財団法人和歌山県老人クラブ連合会、和歌山県老人福祉施設協議会、和歌山県老人保健施設協会、特定非営利活動法人和歌山県介護支援専門員協会、和歌山県訪問介護事業所協議会、社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟、和歌山県知的障害者施設協会、和歌山県障害児者父母の会連合会、特定非営利活動法人和歌山県自閉症協会、和歌山県共同作業所連絡会、和歌山県精神保健福祉家族会連合会、和歌山県精神障害者団体連合会、和歌山弁護士会、日本司法支援センター和歌山地方事務所

(関係各課室：11機関)

福祉保健総務課、長寿社会課、高齢者生活支援室、障害福祉課、公共建築課、生涯学習課、学校指導課特別支援教育室、警察相談課、生活環境課、和歌山県消費生活センター、県民生活課

その他、消費者教育関係分野との連携

県民が消費者教育を受ける環境を充実するためには、教育行政分野や福祉行政分野との連携以外に、定住外国人に対する取組など、他の消費者教育関係分野との連携も必要となります。そのため、その他消費者教育関係分野と連携し、取組の充実を図ります。

また、推進法第3条第7項では、「環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携を図る」ことを求めています。これら消費生活に関連する教育の目的、内容や対象範囲は、それぞれ異なるものですが、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について、理解及び関心を深める消費者教育と重なる部分も少なくありません。このことから、これらの教育と関連する課室等と連携しながら、推進することにより相乗効果を目指します。

【環境教育】

環境教育分野では、環境に対する知識や考えの他、社会の多様性や将来に対する責任、資源やエネルギーの有限性など、自ら考え、自ら行動する人づくりを推進しており、こうした施策との連携は、生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムの理解や環境とのバランスを考えた日常の消費生活や事業活動等へ結び付く。

【食育】

食育分野における、マナーの習得、「もったいない」という意識のかん養、食品ロスの削減や地産地消の推進といった取組は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育と共通する。

また、栄養バランス等の観点から適切な食生活を選択すること、食品の安全性に関する知識と理解を深めること等は、栄養表示を含めた食品表示の適切な理解を始め、食における危険を回避する能力を育む消費者教育と密接な関係があり、消費者教育の重要な要素と位置付けられる。

【国際理解教育】
国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせ、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、地球規模の社会問題（環境や資源など）を考えさせることなどを狙いとしており、内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚するという点で消費者市民社会の形成に向けた教育と深く関係している。
【法教育】
法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方（契約自由の原則、私的自治の原則など）を理解する必要がある、選択し、契約することの理解と考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と整合する。
【金融経済教育】
金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくことにある。 国民一人一人が、金融リテラシーを身に付けるためには、金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けること、金融商品の適切な利用選択に必要な知識・行動についての着眼点等の習得、事前にアドバイス等の外部の知見を求めることの必要性を理解することが重要となる。

②消費者団体、事業者団体、専門士業団体等との連携

消費者教育を体系的・効果的に推進していくためには、教育機関や消費者団体はもとより、事業者・事業者団体、専門士業団体、NPO、大学等、多様な主体と連携していくことが重要です。

特に和歌山県では地域ごとで活動する消費者団体が多くないため、事業者団体や専門士業団体との連携が重要となります。事業者団体、専門士業団体には、消費者教育に関するノウハウを持った団体も多いことから、学校、地域、職場など、様々な場における消費者教育の効果的な推進につながるよう、それらの取組との連携を進めます。

取組事項	○「生活教養講座（再掲）」の講師派遣に関する連携
	○「共育支援メニューフェア事業（再掲）」を通じて、学校・地域における消費者教育分野の講師派遣等に関する連携
	○各種団体が行う取組との連携

③災害等、非常時における消費行動についての情報提供と関係機関との連携

今世紀前半に発生する可能性が高いといわれている東南海・南海地震や、発生頻度は極めて低い、発生すれば極めて甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震のほか、平成

23年9月紀伊半島大水害のような台風等による風水害被害が発生した場合、県に対し、消費者から災害に関連する相談が増加することが予想されます。そのため、災害発生時には、緊急性・必要性の高い生活関連物資に関する情報や、被災者支援情報などの情報を提供し、消費者としてよりふさわしい行動を考えるきっかけとなるよう、市町村や消費者団体、専門士業団体、事業者などと連携して、情報発信を行います。

また、県では、「和歌山県専門士業団体連絡協議会（※）」と大規模災害発生時における相談業務に関する協定を平成24年3月に締結しており、同協議会と連携しながら、消費者に対する正しい情報の発信も行います。

取組事項	○「生活教養講座（再掲）」における災害等、非常時における消費者としてふさわしい行動を考えるきっかけの情報提供
	○「消費者啓発物品等作成・配布（再掲）」による災害等、非常時に役立つ物品等の周知
	○専門士業団体連絡協議会等、様々な主体と連携し、消費者としてよりふさわしい行動を考えるきっかけとなる情報の発信
	○災害発生時における緊急性・必要性の高い生活関連物資に関する情報や、被災者支援情報などの適切な情報提供

※ 和歌山県専門士業団体連絡協議会

協定に参加する団体は以下のとおり。

近畿税理士会和歌山県支部連合会、和歌山県司法書士会、和歌山県社会保険労務士会、和歌山県土地家屋調査士会、社団法人和歌山県不動産鑑定士協会、和歌山弁護士会、和歌山県行政書士会、日本公認会計士協会近畿会和歌山地区会、和歌山県中小企業診断士協会

（3）消費者教育の担い手の育成

学校、地域、職場など様々な場における消費者教育を推進していくためには、消費者教育を担う人材を育成することが重要です。

消費者行政を担う市町村の担当職員の育成については、県による市町村消費者行政担当職員研修など、引き続き取組内容の充実を図りながら実施します。

また、地域で中心的な役割を果たす人材の育成も必要であり、市町村や消費者団体等と連携しながら、地域で活躍できる消費生活相談員の養成など、地域の消費者教育の担い手となる人材の育成や、地域住民と担い手をつなぐコーディネーターの育成に努めます。

取組事項	○「消費者教育の担い手の育成事業（再掲）」による地域に潜在する人材の発掘と育成
	○地域住民と消費者教育の担い手をつなぐコーディネーターの発掘と育成
	○「消費者行政担当者研修」の実施
	○「消費生活サポーター」の育成とその活動支援
	○「消費生活相談員養成事業」の実施
	○「見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会・意見交換会（再掲）」の実施

- 「専門研修事業」や「教員向け消費者教育セミナー」など教員が消費者教育を実践するための研修等の実施

(4) 市町村の取組支援

地域における消費者教育の推進は、住民に身近な市町村の役割が重要です。前述のように、市町村の取組は、悪質商法の事例紹介など注意喚起型の啓発などが中心であり、消費者教育に関する取組状況に地域差が見られます。

そのため、県は、県内全体の消費者教育の水準を向上させるため、消費者教育に関する人材育成や情報提供などを通じて、市町村の取組を支援します。

また、地域ごとに消費者教育を推進するためには、市町村においても、消費者行政課室と教育行政課室の連携が必要であるため、県教育委員会と連携し、消費者教育に関する様々な情報を市町村の消費者行政課室及び教育委員会へ提供し、市町村における教育行政課室との連携を促します。

なお、高齢者や障害者に対する消費者教育については、地域で支え合うための仕組みも必要であるため、市町村担当職員を対象とした研修や市町村における見守りネットワークの構築の支援などを行います。

取組事項	○地方消費者行政推進交付金等を活用した市町村が実施する消費者教育の取組に関する財政支援
	○消費生活相談員の配置の働きかけと消費者教育の実践支援
	○「消費者教育の担い手の育成事業（再掲）」における市町村の取組との連携
	○「消費者啓発講座（再掲）」の実施における連携
	○「消費者行政担当者研修」の実施（再掲）
	○「見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会・意見交換会（再掲）」における市町村担当者の参加による養成等
	○「消費生活サポーター」と市町村の連携支援
	○市町村における高齢者や障害者の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築支援（再掲）
	○消費者トラブル事例や注意喚起情報などの市町村に対する情報発信

[県・市町村の消費者行政課室と関係機関等との連携・協働のイメージ]

